

## 自治基本条例素案(住民投票に関する部分の抜粋)

～「(仮称)白岡町自治基本条例(まちづくり条例)を作る会」作成～

大項目 Ⅷ 住民投票 中項目 1 住民投票

### 1 内容

- ①町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を町政に反映させるため、自ら発議し、住民投票を実施することができます。
- ②白岡町に住所を有する別に条例で定める満18歳以上の者は、その総数の3分の1以上の連署を持って町長に住民投票の実施を請求することができます。
- ③議会は、その議決により、町長に住民投票の実施を請求できます。
- ④町長は前2項の規定により、請求があったときは、住民投票を実施しなければなりません。
- ⑤町民、議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければなりません。
- ⑥住民投票について必要な事項は、別に条例で定めます。

### 2 趣旨

住民投票ができる場合の発議要件等について規定している項目です。

### 3 考え方

住民の参画には、パブリックコメントや町長への手紙制度などがあり、住民意向調査でも住民の意思を問うことが行われてきました。住民意向調査は、「アンケート調査」ですが、町政の重要課題について行う住民投票は、「投票」という選挙の形式によることで、住民の意思が重要なものと受け止めるものです。

住民自らが町政の重要事項を判断し、町の将来の方向性を決めることに関わることは、住民自治の実現のため、重要な事です。また、住民自らが町政へ参加することになる住民投票は、自治に対する意識を高める手段として必要だと考えます。一方、行政にとっても、住民投票を経て町政運営を行うことを規定することで、良い意味での緊張感が生まれ、結果として町政の執行に信頼関係を保ち、安定的な町政運営につながります。

①～③町長、住民、議会のそれぞれが、住民の意思を町政に反映させることが大事であると認める町政に関する重要事項について、発議要件が整えば住民投票が行えることとし、その場合の要件を明記しています。住民投票に付すべき町政に関する重要事項としては、他市町との合併など、住民の生活に重大な影響を与える事項などであり、これらに限定すべきです。しかし、住民からの発案の場合、相当数の要求があればそれを持って重要と判断することができると言えます。

①町長自らが住民投票を発議し、積極的に住民の声を聴こうとすることは、町政運営には重要なことですので、あえて明記しています。

②この条例で定義した「町民」の中には、白岡町内に住所を有しない人も含んでいますが、投票できる人を特定することが難しいため、ここでは「白岡町に住所を有する住民」に限定していま

す。

住民投票を適正に執行するために、一定要件を課すものとして、地方自治法では、議会の解散、議員や長の解職請求に、選挙権を有する者の3分の1という規定がありますので、住民投票も同じ程度の重要性を持つと考え、これに準じて「3分の1以上」としました。

年齢要件については、未来の白岡町を担う世代の意見を聴くことは重要ですし、満18歳以上の者であれば、国民投票ができる年齢になっておりますので、十分な判断力があると考え、住民投票ができることとしました。

なお、詳細については、別に定めることを規定している住民投票条例で定めるものです。

③議員は住民によって、選挙で選ばれています。その集合体である議会が議決（過半数以上）して発議することは、重要な課題であると言えます。

④議会の発議でも、住民の発議でも、町長はその事実を真摯に受け止め、住民投票を実施するのが望ましい姿だと考えます。

⑤住民投票の結果については、住民の多くの意思が反映しているものです。このため、結果については住民のみならず町民全体で尊重しなければなりません。

⑥この条例の中では住民投票にかかる具体的な手続き等のすべてを詳細に規定することはできないので、別の条例で定めるものとします。